

議案第 88 号

松阪地区広域消防組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、松阪地区広域消防組合同規約（昭和 47 年三重県指令地第 578 号）の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪地区広域消防組合同規約の一部を変更する規約

松阪地区広域消防組合同規約（昭和 47 年三重県指令地第 578 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 組合議会議員（以下「組合議員」という。）の定数は 17 人とし、関係市町ごとの定数は次のとおりとする。

松阪市 13 人

多気町 2 人

明和町 2 人

第 5 条第 3 項中「前項第 1 号」を「前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 組合議員は、関係市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

第 7 条中「関係市町の長、または」を削る。

第 9 条第 1 項中「副管理者 2 人」を「副管理者 3 人」に改める。

第 9 条の 2 第 2 項中「管理者の属する市町」を「松阪市」に改める。

第 10 条第 1 項を次のように改める。

管理者は、松阪市長をもってあてる。

第 10 条第 2 項中「副市町長」を「副市長」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 副管理者は、多気町長、明和町長および松阪市副市長をもってあてる。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とする。

附 則

この規約は、三重県知事の許可の日から施行する。